

公益財団法人 明光教育研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人明光教育研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区西新宿7丁目20番1号に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、意欲が高くても経済的理由で学習機会に恵まれない児童、生徒及び学生等に対して教育費の援助等を行うこと、また、自立学習教育システムの研究及び開発によって創造力豊かで自立心に富んだ21世紀社会の人材育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ひとり親家庭、児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、里親家庭、保護者が病気やケガ等で日常生活に支障が生じている家庭の児童、生徒及び学生等に対する教育費の援助
- (2) 教育費の援助を受ける児童、生徒及び学生等への指導・助言
- (3) 自立学習教育システム、教材の調査研究及び開発
- (4) 自立学習の教育・研修プログラム修了者に対する資格付与
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(機関の設置)

第5条 この法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名、住所、財産の抛却、その他の価額および基本財産)

第6条 設立者の氏名及び設立時の住所並びにこの法人の設立に際して設立者が抛却する財産及びその価額は、次のとおりとする。

設立者	住所	抛却財産およびその価額
渡邊弘毅	埼玉県所沢市和ヶ原1丁目115番地の17	現金 1500万円
奥井世志子	東京都新宿区市谷本村町7番4-3808号	現金 1500万円

2 この法人の目的である事業を行うための財産として、前項に定めた財産若しくは理事会及び評議員会において定めた財産は、この法人の基本財産とする。

3 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 5 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとする時及び基本財産から除外しようとする時は、あらかじめ理事会において決議に加わることができる理事の3分の2以上に当たる多数の承認及び、評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。
- 6 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の事業に使用するものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員

（評議員の定数）

第11条 この法人に、評議員 3 名以上 10 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（1） 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ）当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ）当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ）当該評議員の使用人

ニ）ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ）ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ）ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（2） 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ）理事

ロ）使用人

ハ）当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ）次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条15号の規定の適用を受けるものをいう。)
又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員は、この法人の理事、監事、使用人、事務局長、事務局職員、及び選考委員を兼ねることができない。
- 4 この法人の評議員のうちには、この法人の理事のいずれか1人と配偶者または親族その他特殊関係にある者の合計数、またはこの法人の評議員のいずれか1人と配偶者または親族その他特殊関係にある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその配偶者または親族その他特殊関係にある者が含まれてはならない。
- 5 評議員に異動があった時は、2週間以内に登記し、その旨を遅滞なく行政庁に届け出るものとする。

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第14条 評議員には、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を執行するために必要な費用を別途支払うことができる。

第4章 評議員会

(構成および権限)

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(種類及び開催)

- 第16条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集通知）

- 第18条 代表理事は、評議員会の日の1週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。
- 2 代表理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的記録により通知を発することができる。この場合において、代表理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

（議長）

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（評議員会の定足数）

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議事項）

- 第21条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 評議員会は、法人法並びに定款に定める次の事項を決議する。
 - (1) 役員、評議員の選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (3) 役員及び評議員の報酬並びに費用の額の決定
 - (4) 定款の変更
 - (5) 第8条に定める各事業年度の事業計画及び予算に関する承認
 - (6) 第9条に定める各事業年度の決算に関する承認
 - (7) 長期借入金（借入期間が当該事業年度末を超える借入金）の借入並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (9) 残余財産の処分
 - (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の譲渡
 - (11) 評議員会に提出・提供された資料を調査する者の選任
 - (12) 評議員の請求により又は評議員により招集された評議員会においては、業務及び財産の状況を調査する者の選任
 - (13) 評議員会の延期又は続行
 - (14) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (15) その他法令並びにこの定款に定める事項
 - 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。ただし、前項(11)、(12)及び(13)に係る事項については、この限りではない。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 役員等の責任の一部免除
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散後の継続
- (7) 吸収合併契約及び新設合併契約の承認
- (8) その他法令及びこの定款に定める事項

- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印又は署名する。

(評議員会運営規則)

第24条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める「評議員会運営規程」によるものとする。

第5章 役員

(役員の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、副代表理事を1名置くことができる。
- 3 前項の代表理事をもって法人法上の代表理事とし、副代表理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する
- 3 この法人の理事のうちには、この法人の理事のいずれか1人と配偶者または親族その他特殊関係にある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 4 この法人の監事には、この法人の理事（各理事と配偶者または親族その他特殊関係にある者を含む。）、評議員（各評議員と配偶者または親族その他特殊関係にある者を含む。）、使用人、事務局長、事務局職員及び選考委員が含まれてはならない。また各監事は相互に親族その他特殊関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 この法人の理事のうちいずれか1人以上は、この法人の業務執行理事、使用人、事務局長、事務局員及び選考委員ではなく、更に就任前10年間においても同様の基準を満たす、設立者以外の者とする。
- 7 この法人の監事のうちいずれか1人以上は、この法人の理事、使用人、事務局長、事務局員及び選考委員ではなく、更に就任前10年間においても同様の基準を満たす、設立者以外の者とする。
- 8 理事または監事に異動があった時は、2週間以内に登記し、その旨を遅滞なく行政庁に届け出るものとする。

（理事の職務及び権限）

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人、事務局長、事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、評議員会、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べることができる。
- 4 監事の監査に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、「監事監査規程」によるものとする。

（役員の任期）

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行われなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

- 2 理事および監事には、その職務を執行するために要した費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任の免除)

第33条 この法人は、法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第34条 この法人は、非業務執行理事又は監事との間で、法人法第 198 条において準用される同法第 115 条第 1 項の規定により非業務執行理事又は監事にかかる同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額を限度とする旨の契約をあらかじめ締結することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
 - (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第33条の責任の一部免除及び第34条の責任限定契約の締結

(招集)

第37条 理事会は、別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。
- 3 代表理事及び副代表理事が欠けたとき又は代表理事及び副代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集通知)

第38条 代表理事は、理事会の日の1週間前までに、各理事および監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所その他必要な事項を記載した書面により通知を発しなければならない。

- 2 理事会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得て、電磁的記録により通知を発することができる。この場合において、理事会を招集する者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が議長の職務を代行する。
- 3 代表理事及び副代表理事が欠けたとき又は代表理事及び副代表理事に事故があるときは、各理事が議長の職務を代行する。

(定足数と決議)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 代表理事、業務執行理事の選任・解任
 - (3) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (4) 重要な財産の処分及び譲受
 - (5) 事業計画書及び収支予算書等の承認
 - (6) 事業報告及び計算書類等の承認
 - (7) 規則の制定、変更及び廃止
 - (8) 多額の借入
 - (9) 重要な使用人の選任・解任
 - (10) 内部管理体制の整備
 - (11) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (12) 基本財産の指定、維持及び処分
 - (13) 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - (14) 重要な事業その他の争訟の処理
 - (15) その他理事会が必要と認める事項
 - (16) その他法令並びに定款に定める事項
- 5 代表理事は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては代表理事は、次の理事会に付議し承認を得なければならない。
- 6 選任議案の決議に際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならない。

（株主等としての権利の行使）

第41条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

（議事録）

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印又は署名する。

(理事会運営規程)

第43条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める「理事会運営規程」によるものとする。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この法人の目的並びに評議員の選任および解任の方法についても同様とする。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 選考委員会

(設置等)

第50条 この法人の、第4条に記載する事業を推進するために選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、5名以上15名以内の委員をもって構成する。

3 委員会の委員は、理事会において選任し、代表理事が委嘱する。

4 委員会の委員の委嘱期間は2年以内とする。ただし、再委嘱を妨げない。

- 5 委員会の委員は、辞任または任期満了後でも、後任者が就任するまでは、前任の委員が、その職務を継続して執行する。
- 6 委員会の委員のうちには、この法人の役員が、委員現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 7 委員会の委員のうちには、委員のいずれか1人と親族その他特殊の関係にある者の合計数が、委員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 8 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める選考委員会規程による。

第9章 公告及び個人情報の保護

（公告の方法）

第51条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

（個人情報の保護）

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 事務局

（設置等）

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会において任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、代表理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び内部管理等に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

（備付け書類及び帳簿）

第54条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事、監事の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令で定めるところによるほか、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により代表理事が別に定める。

附則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成27年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立の設立時の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理 事	渡邊弘毅	奥井世志子	辻敏樹（外部理事）
	青木茂人（外部理事）	大久保真弓（外部理事）	清水宏美（外部理事）
監 事	星進（外部監事）		
- 3 この法人の最初の代表理事は渡邊弘毅、副代表理事は奥井世志子とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

竹内朗	川田充	山西宏樹	田上節朗
-----	-----	------	------
- 5 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算書は、第7条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 6 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人明光教育研究所を設立するため、この定款を作成し、設立者がこれに記名押印する。

平成26年4月23日

設立者 渡邊弘毅

設立者 奥井世志子

- 7 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定に基づいて公益財団法人として認定を受けた日から施行する。
- 8 公益認定を受けたときは、第7条の規定にかかわらず、公益認定を受けた日の前日を事業年度の末日とし、公益認定を受けた日を事業年度の開始日とする。
- 9 この定款は平成28年3月23日開催の評議員会の決議をもって、平成28年3月23日から変更実施する。
- 10 この定款は2024年6月20日開催の評議員会の決議をもって、2024年6月20日から変更実施する。
- 11 この定款は2026年3月18日開催の評議員会の決議をもって、2026年3月18日から変更実施する。
- 12 この定款は2026年6月19日開催の評議員会の決議をもって、2026年6月19日から変更実施する。